



お知らせ・募集



くわしくは
浦添市
ホームページへ

税金・保険・年金

令和6年度国民健康保険 税納税通知書の発送

国民健康保険課

☎ 内線 371717、3723、
3725

令和6年度納税通知書の発送は7月初旬ごろを予定しています。発送開始から2週間ほどで全世帯へ到着する予定です。

なお、7月以降に国民健康保険喪失等の届出をした世帯は、7月にお送りする納税通知書に反映されない場合があります。対象世帯には、翌月を目安に変更後の通知（税变通知）を郵送します。税变通知が届く前に納期が過ぎる場合は、7月にお送りした納付書にて期限内に納付をお願いします。

国民健康保険税の賦課限度額の改正

国民健康保険課

☎ 内線 371717、3723、
3725

令和6年度より国民健康保険税の、支援分の賦課限度額が次のとおり改正されます。

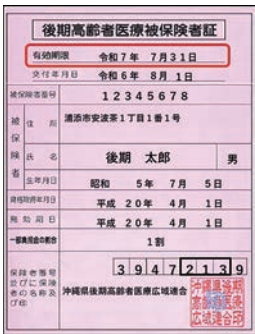
● 賦課限度額改正後
支援分賦課限度額 24万円（＋2万円）

後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ

国民健康保険課

☎ (876) 11717

● 8月1日（木）から被保険者証が切り替わります
新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留で郵送します。



医療費が高額になったとき

ひと月（1日から月末まで）の医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合、申請して認められると、その超えた分が高額療養費として支給されます。

▼ 医療機関窓口での自己負担額を限度額までとする制度があります

医療機関で入院または外来時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を提示すると、個人単位で一医療機関での自己負担額が限度額までになります。また、食事が減額になる場合があります。

ただし、限度額は所得区分により異なるため、認定証の提示が必要です。

※ 医療分および介護分の賦課限度額に変更はありません。

国民健康保険税の所得に応じた軽減措置に係る判定基準所得額の改正

国民健康保険課

☎ 内線 371717、3723、
3725

令和6年度より国民健康保険税の軽減判定基準所得額が次のとおり改正されます。ただし、所得申告をしていない場合、軽減の適用はされませんのでご注意ください。

軽減割合	令和6年度判定基準所得額
7割	43万円＋10万円 ×（給与所得者等の数－1）以下
5割	43万円＋29万5千円 ×（被保険者数）＋10万円 ×（給与所得者等の数－1）以下
2割	43万円＋54万5千円 ×（被保険者数）＋10万円 ×（給与所得者等の数－1）以下

● 「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の交付申請

申請場所 国民健康保険課窓口

申請に必要なもの

① 後期高齢者医療被保険者証
② 申請者の本人確認ができるもの（運転免許証等）
※ マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、ぜひマイナ保険証をご活用ください。

● 保険料に関する通知書が届きます

▼ 通知時期 7月中旬

▼ 特別徴収の人

年金支給の際に、年金から保険料が天引きされます。申し込みにより口座振替に変更できる場合があります。

▼ 普通徴収の人

口座振替または納付書で納期限内に納める必要があります。納付書は「後期高齢者医療保険料額決定通知書」に同封されています。納付場所については、納付書の裏に記載されています。口座振替で納めたい場合には、最寄りの取扱金融機関や市ホームページの「浦添市Web口座振替受付サービス」で申し込みができます。
※ 普通徴収の保険料の納付は7月からです。

国民健康保険税の減免申請

国民健康保険課

☎ 内線 371717、3723、
3725

災害または被保険者の失業等により、国民健康保険税を納めるのが困難なときは、申請により減免を受けられる場合があります。
申請には期限があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

国民健康保険の給付に関する各種証の切り替え

国民健康保険課 給付係

☎ 内線 3714

※ 現在お持ちの、長期入院該当「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「特定疾病療養受療証」の有効期限は7月31日（水）です。8月1日（木）以降も引き続き利用するためには、国民健康保険課窓口にて更新手続きが必要です。

更新手続きをしない場合、医療機関での支払いが自己負担限度額を超える場合がありますのでご注意ください。

● 申請に必要なもの

① 対象者の国民健康保険証
② 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
③ 世帯外の人が申請する場合は世帯主直筆の委任状
④ 過去12か月の入院日数が90日を超えるときは、その領収書（標準負担額減額認定証のみ）
⑤ 特定疾病療養受療証を新規

● 入院したときの食事代が令和6年6月1日から改正されました

所得区分	1食分当たりの食事代
現役並み所得者	490円
一般Ⅰ・Ⅱ	490円
区分Ⅱ（過去1年間の入院期間が90日以内）	230円
区分Ⅱ（過去1年間の入院期間が90日超）※	180円
区分Ⅰ	110円

※ 長期入院に該当する人は、申請が必要になりますので、入院日数がわかる書類などを持参し、国民健康保険課窓口で申請してください。

令和6年度国民年金保険料の一般免除申請の受付開始

国民課

☎ (876) 1284

令和6年度の保険料は月額1万6980円です。納めることが難しいときは、申請することで保険料の全部または一部の納付を免除できる制度があります。

過去の免除申請時に「継続申請」を希望されていると、申請が不要になる場合があります。（一部例外あり）
ご自身の納付状況の確認は、

で申請する場合は、医師の意見書（8月末までに更新手続きができない場合、新規での申請となります）。

※ 国保税に滞納があると更新できない場合があります。8月以降に手続きを行う場合は、国保税の納付済み領収書もしくは引き落としが確認できる通帳も持参ください。

※ 長期入院の該当ではない「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日（水）です。オンライン資格確認が可能な医療機関等を受診する場合、国民健康保険課窓口での更新手続きは不要です。オンラインで資格確認ができない場合は、国民健康保険課給付係まで問い合わせください。

後期高齢者医療保険料率改定のお知らせ

沖縄県後期高齢者医療広域連合

☎ (963) 8012

後期高齢者医療保険料率は、医療給付費の支出等の動向を踏まえて2年に一度見直されます。今回の見直しでは、医療保険制度改革の影響等を踏まえ、保険料率が改定されます。

【令和6・7年度の保険料率】
年間保険料額（賦課限度額80万円）Ⅱ均等割額（5万6400円）
Ⅲ所得割額（基礎控除後の総所得金額等×11・60%）
※ 経過措置や所得が低い人に対する

市民課国民年金係窓口で相談ください。

申請受付期間

令和6年度国民年金保険料の一般免除申請は、7月から受け付けを開始します。また、さかのぼって2年1か月前まで申請が可能です。令和6年7月に申請可能なのは、令和4年6月分までです。

対象 国民年金第一号被保険者・学生および産前産後期間のある人は別制度あり）

審査基準

① 本人・配偶者・世帯主の令和6年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日）の所得が一定額以下
② 災害・失業・事業の廃止等の事由

年金を受けるとき 免除が承認された期間は、年金の受給に必要な期間に含まれます。ただし、一部免除の場合は減額された保険料を納付しないと未納となり、年金の受給に必要な期間には含まれません。

マイナンバーカード臨時交付窓口の移転について

国民課

☎ (876) 1264

令和6年5月31日（金）に、マイナンバーカード臨時交付窓口を移転しました。引き続き、マイナンバーカードの申請・交付および電子証明書に関する手続きは、臨時交付窓口で行います。

移転場所 市役所1階 国民健康保険課前

する軽減基準の見直しも実施されます。詳しくは左記二次元コードからご確認ください。



▲ 詳しくはこちら

令和6年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第1期納期限

国民健康保険課 徴収係

☎ 内線 371717、3722

令和6年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第1期納期限は7月31日（水）です。納め忘れにご注意ください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の徴収猶予

国民健康保険課 徴収係

☎ 内線 371818、3721

災害・病気等により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合は、法令等に基づき徴収の猶予を受けられる場合があります。市ホームページまたは電話でご確認ください。

令和6年度所得課税証明書交付サービスの一部終了

国民課

☎ (876) 1273

令和6年度より定額減税等の記載に伴い、連名による所得課税証明書交付サービスは終了しました。

定額減税できないと見込まれる所得水準の方への給付（調整給付）

浦添市給付金コールセンター

☎ 0120(098)115

令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されません。その中で、定額減税しきれないと見込まれる人は、給付金の対象となります。

● 給付対象者

令和6年1月1日時点で浦添市の住民基本台帳に登録されている人のうち、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る人。
※ ただし納税義務者本人の合計所得金額が1805万円を超える人は除く。

● 調整給付額

①と②の合計額（1万円未満で切り上げ）

① 所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額（減税前）
② 個人住民税分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額（減税前）
※ 定額減税可能額（所得税分Ⅱ3万円×減税対象人数（個人住民税所得割分Ⅱ1万円×減税対象人数）

● 給付手続き

調整給付金の対象となる人は、浦添市から令和6年7月以降にお知らせを送付します。